

令和8年度 指名停止業者（令和 8年 6月 5日公表）

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	措置要件	指名停止の理由
令和 8年 6月 6日から 令和 8年 9月 5日まで	(株)中造園	奈良県葛城市西辻352-1	別表第2-4	建設業法第7条第1号及び第2号に違反したとして、奈良県から、令和8年5月8日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく監督処分を受けたことが、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱別表第2-4「建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。」に該当するため。